

公 募 公 告

下記のとおり公募に付する。

記

1. 公募に付する事項

千葉港埠頭監視カメラシステム1式の賃貸借契約（再リース4回目）

2. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保されている者であること。

- (4) 当関の支出負担行為担当官との契約に関して、過去1年間において債務不履行等により損害賠償請求等を受けたことがない者であること。

3. 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所

〒231-8401

神奈川県横浜市中区海岸通1-1

横浜税関 総務部 会計課 用度係

電話 045-212-6033 担当：安藤

4. 「公募申請書」の提出期限及び提出場所

- (1) 提出期限 令和7年2月6日（木） 17時00分

- (2) 提出先 横浜税関 総務部 会計課 用度係

5. 公募申請書の無効

本公告に示した資格のない者の提出した公募申請書は無効とする。

以上公告する。

令和7年1月22日

神奈川県横浜市中区海岸通1-1

支出負担行為担当官

横浜税関総務部長 武次 周一